

浜松市公告第508号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年9月8日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度 消防団車両購入事業 団本部管理車 1台
(課名 消防総務課 契約番号 2026012722)
- (2) 数 量 1台
- (3) 納入期限 令和10年3月17日（金）
- (4) 納入場所 消防局消防総務課
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ（北館5階）
電話 053-457-2171
FAX 050-3730-3713
E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2022：車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年9月9日（水）から令和8年9月24日（木）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は12項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和8年9月29日（火）午後1時から令和8年10月5日（月）までの間に、調達課で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年9月29日（火）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

- (1) 要求方法
文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限
令和8年10月1日（木）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式
任意の様式を用いること。
- (5) 要求への回答
説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

- (1) 提供方法
本市ホームページに掲載
- (2) 提供期間
令和8年9月8日（火）から令和8年10月5日（月）まで

8 仕様書等に対する質問

- (1) 質問方法
質問書を持参、郵送等（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間
令和8年9月9日（水）から令和8年9月24日（木）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式
本市が指定する様式を用いること。
- (5) 質問に対する回答
令和8年9月29日（火）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月6日（火）午前9時30分
- (2) 場所 浜松市役所財務部調達課 入札室（北館5階）

11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

12 入札書の提出方法

(1) 提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月5日（月）まで
（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和8年10月5日（月）午後5時まで（送付先に必着）

受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

13 入札方法等

(1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

(3) 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、2 回目の入札に参加できない。

(4) 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

(5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後 5 時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

公 用 車 仕 様 書		
契約No	件名	2026012722 令和8年度 消防団車両購入事業 団本部管理車 1台
業 種	2022 車両・運搬機器類	
納入期限	令和10年3月17日(金)	
納入場所	浜松市消防局消防総務課 浜松市中央区下池川町19-1	
目 的	災害活動に使用するため、消防車両を購入するもの。	
品 名	特殊自動車	
数量	1 台	
ミッション	オートマチックトランスミッション	
燃料形式	ハイブリッド自動車	
装備等	仕様書のとおり	
塗装等	仕様書のとおり	
排出基準 燃費基準等	仕様書のとおり	
注意事項	・ 自賠責保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。	
お問い合わせ先	消防局消防総務課消防団支援グループ 担当 奥野 将伍	
	TEL 053-475-7524	FAX 050-3537-8955

* 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。

令和8年度

団本部管理車

仕様書



浜松市

第1 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、浜松市が令和8年度に購入する団本部管理車（以下「車両」という。）について適用する。

2 条 件

- (1) 製作は、本仕様書によるほか、ISO認証を取得した品質管理システムにて製造が行われているとともに、次の条件を満たし、最適の構造及び機能を有するものであること。
- (2) 完成車は、「道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）」及び「道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」に適合し、かつ、消防用緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) 各部の構造及び各種装置は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み消防活動に十分耐えられるものであるとともに、使用取扱上の安全性及び操作性も考慮したものであること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合、または変更の要を認めたときは、直ちに浜松市に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。なお、不審な点は浜松市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。契約後に生じた疑義は、全て浜松市の解釈に従うものとする。
- (5) 車両総重量は、3,500kg未満であること。

3 検査及び試験

- (1) 中間検査は、装備品を取り付ける直前に実施し、検査申請は書面をもって行うものとする。
- (2) 走行検査は、完成検査前に全装備で行い、結果の書面をもって行うものとする。
- (3) 完成検査は、浜松市検査員と受注者が立会いのうえ実施し、浜松市が合格と認めた場合引渡しを受けるものとする。不合格と認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けること。
- (4) その他、浜松市が検査を必要と認めた場合は、随時行うものとし、必要書面を速やかに提出すること。

4 納入

- (1) 完成車両の納入場所は浜松市消防総務課とする。
- (2) 納入に際し、受注者は十分な点検整備を行っておくこと。
- (3) 納入期日は、令和10年3月17日（金）とする。

5 保 証

- (1) 保証期間は、メーカー及び機装受注者の定めた期間（納入後から起算して12ヶ月以上）とし、当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。以下同じ。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替えその他必要な措置を講ずること。なお、保証期間満了後であっても、構造又は製作にかかる技術に起因した不備欠陥による故障等の場合は、受注者の責任においてすべて無償で修理するものとする。
- (2) 納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。なお、年末年始等、休日におけるサービス体制も提出すること。
- (3) 受注者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理等の対応ができるものとするため、車両の現状確認を4時間以内、修理対応を12時間以内に実施するものとする。なお、車両の現状確認とは、当該故障箇所を確認した上での修理内容の回答

を意味し、修理対応とは、部品交換等の修理着手（緊急自動車としての運行が行えるよう回復させる応急処置を含む）を意味する。

- (4) 車両整備上必要な部品は、納入後 1 4 年以上確保し、浜松市から要求があれば迅速に供給できること。

6 発注台数

発注台数は 1 台とし、浜松市消防局へ配備されるものとする。

7 技術指導

- (1) 受注者は、技術指導のため車両納入後に、浜松市の指示する日時に指導員を派遣し次の事項について指導すること。

ア 車両全般

車両の取扱、各種スイッチ類に示す機能の説明及び点検箇所

イ 艤装全般

ウ その他

積載品等（資機材等）で浜松市の要望に応じ、技術指導を実施すること。

- (2) 技術指導日時、回数については別途協議の上、決定する。

- (3) 講師等の派遣費用については、受注者が負担すること。

8 補 則

- (1) 新規登録費用

新規登録に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、自動車賠償責任保険、自動車重量税及び自動車再資源化預託金（自動車リサイクル料金）の費用については浜松市が負担する。

- (2) その他の施工

本仕様書に定めない事項についても、メーカー及び納入業者の公表した仕様及び機能上、工作上、当然必要と思われるものは施工すること。

第 2 提出書類

1 艤装承認

契約後、受注者は制作上の細部について浜松市と打合わせを行い、速やかに次に掲げる図書を提出し、承認を受けた後に製作を行うこと。なお、それぞれ 2 部提出、承認後 1 部を受注者に返却する。

- (1) 製作工程表

- (2) 諸元表（シャシ・艤装品）

- (3) 製作図

ア 艤装外観 5 面図（前後面、両側面、上面）

イ 車内艤装図

ウ 電気配線系統図・電気配線図

- (4) その他浜松市で指示するもの

2 緊急自動車届出

緊急自動車届出確認手続きは浜松市が行う。受注者は自動車登録検査を受けようとする日の 4 週間前までに次に掲げる書類を各 3 部浜松市に提出すること。また、車両納入日の 2 週間前に自動車登録検査を完了させ、自動車検査証の写しを 1 部浜松市に提出すること。

- (1) 自動車譲渡証明（写し）
- (2) 写真（前後左右・カラー）
- (3) 契約書（写し）
- (4) 改造概要等説明書（写し）又は改造自動車等審査結果通知書（写し）
- (5) 車体艤装図（赤色警光灯を朱塗りすること）

3 納入時、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 各種機器取扱説明書 各 2 部
- (2) 車両関係取扱説明書 1 部
- (3) 保証書 1 部
- (4) 製作図一式 2 部
- (5) シャシ及び工程カラー写真
 - ア 製作工程に基づくシャシから完成車までの状況を撮影したもの
 - イ 完成車両各部
 - ウ 完成時全体（4 面、上面）
- (6) その他浜松市で指示するもの

第3 仕様

1 シャシ

- (1) 車 体 形 状 ミニバン型（5 ドア以上）
- (2) エ ン ジ ン 形 式 ハイブリッド
- (3) 排 気 量 1, 4 0 0 c c 以上
- (4) 最 高 出 力 7 0 k W 以上
- (5) 駆 動 方 式 四輪駆動
- (6) 変 速 装 置 オートマチックトランスミッション
- (7) 乗 車 人 員 7 名以上
- (8) 車 体 寸 法
 - ア 全 長 4, 8 3 0 mm 以下（艤装含まず）
 - イ 全 幅 1, 7 5 0 mm 以下（艤装含む）
 - ウ 全 高 1, 9 2 5 mm 以下（艤装含まず）
- (9) 制 動 装 置 A B S 装置付
- (10) バ ッ テ リ ー 車両標準品
- (11) 装備品
 - ア 操舵装置 右ハンドル、パワーステアリング付
 - イ 後退警報機 電子アラーム（停止スイッチ取付）・合成音声（右左折・後退）
 - ウ エアークンディショナー 純正品
 - エ オルタネーター 全ての電装品を使用しても十分な能力を有すること。
 - オ サイドバイザー 全席
 - カ ラジオ 純正同等品
 - キ 集中ドアロック 全扉連動
 - ク マット フロアマット、ラゲージソフトトレイ

ケ グリップ	標準品及びオプション品
コ エンジンキー	リモコンキー２本
サ その他	メーカー公表標準仕様

第４ 艀 装

１ 艀装全般

艀装全般は次のとおりとする。

- (1) 車両に使用する材料及び部品等は、特に指定するものを除き、日本産業規格 (JIS) 及び国際標準化機構 (ISO) の規格に適合するものを使用すること。
- (2) プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。
- (3) ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (4) 木材を使用する場合は、十分乾燥したものをうい、製作後に変形、歪み等が発生しないこと。
- (5) 全般にわたり、防水性を考慮すること。
- (6) 車体及び電装品等は、無線機及び積載資機材の使用に支障（無線障害、雑音等）の出ないものを使用すること。
- (7) 車両の前後左右の荷重配分には、十分配慮すること。
- (8) 車体の構造及び艀装は、堅牢で耐久性を十分考慮して製作施工すること。
- (9) 各配線はヒューズボックスを介して配線すること。なお、ヒューズボックスには各名称及び容量を明記すること。

２ 車 体

- (1) 車体上部に消防専用無線電話用アンテナを２本設け、車内指定位置まで配線を施すこと。
なお、消防専用無線電話用アンテナ（同軸含む）は支給する。
- (2) フロントパネル中央部に消防団章を取り付けること。なお、構造上取り付けることが不可能な場合は、取り付けないことも可能とする。
- (3) サイレン及び灯火類は次によることとする。

ア サイレン

- (ア) 電子サイレンアンプは、指定位置に取り付けるものとする。
- (イ) ハンドマイクを備え、電子サイレンアンプを経て外部スピーカーにより拡声させること。
- (ウ) 音声合成付きとし、音声内容は別途指示する。
- (エ) 電動サイレン（自動吹鳴装置付）を設けること。
- (オ) 電動サイレン吹鳴時には、全ての赤色警告灯と連動するものであること。

イ 灯火類

- (ア) 車体上部前方に散光式赤色警光灯を設けること。
- (イ) 車体前部バンパーに赤色警光灯を２個設けること。

３ 車内設備

(1) 後部座席

各座席には、シートベルトが装備されていること。

- (2) 艀装電装品配線電源は車両キースイッチ（ＡＣＣ）と連動すること。
- (3) ドア開放時の危険防止のための黄色反射テープをドア縁部及びドア内側に取り付けること。
- (4) 車両内指定位置に消防専用無線（デジタル無線）電話用の専用電源配線を設けること。また、

消防専用無線電話の取り付けは、浜松市が指定する業者が行う。

(5) 消防専用無線電話等の取り付け部を安全性に考慮し設けること。

4 その他

各操作ボタン、スイッチ類等及びタイヤ空気圧力には、名称と操作方法または単位を明示したプレートを取付ける等、見やすい位置に日本語でわかりやすく表示すること。

第5 塗装等及び記入文字

1 塗装等は次のとおりとする。

車体は、消防色（日本塗料工業会規格 1 4 5 番又は類似色）とし、メッキ部分については塗装しないものとする。

2 記入文字は次のとおりとする。

(1) 車両両側面指定位置に白色文字テープで「浜松市消防団」を指定文字で作成し貼付すること。

(2) 車両後部指定位置に「浜松市消防団」を白色文字テープで指定文字を作成し貼付すること。

(3) 車両両側面後部指定位置に白色文字テープで「指定する車名」を指定文字で作成し貼付すること。

(4) 指定のない記入文字、字体及び寸法は別途指示する。

(5) 記入文字の色、字体等は次のとおりとする。

位 置	色	字 体	サイズ
左右ドア	白色	浜松ビジュアルアイデンティティデザイン	120mm×120mm 程度

※左書きとすること。

※表中のサイズについては、貼付場所の状況に応じて変更できることとする。

※字体の「浜松ビジュアルアイデンティティデザイン」が作成できない場合、「新ゴ・ファミリー」で代用することができる。

※構造上、記入文字が貼付できない場合は、省くことができることとする。

1 シャシ

No.	品 名	規 格	数量
1	シャシ (セレナ又はノア相当)	ミニバン、5ドア以上、定員7人以上 メーカー標準装着の安全装置	1式
2	エンジン	ハイブリッド	1式
3	トランスミッション	オートマチックトランスミッション	1式
4	駆動方式	4輪駆動	1式
5	ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング	1式
6	ブレーキ	A B S 装置	1式
7	ヘッドランプ	L E Dヘッドランプ	1式
8	集中ドアロック	純正品 (各扉連動)	1式
9	パワーウインドウ	純正品 (運転席・助手席)	1式
10	エアーコンディショナー	純正品	1式
11	リヤクーラー	純正品	1式
12	ドアミラー	左右 (電動格納式)	1式
13	サイドバイザー		1式
14	スタッドレスタイヤ	標準タイヤと組替え	1式
15	車体塗装・文字記入		1式
16	オートクローガー		1式

2 車両装備品及び取付品

No.	品 名	規 格	数量
1	電子サイレンアンプ	TSK-D151又は同等品	1式
2	赤色警光灯	ルーフ L E D 散光式警光灯 N P - M L - X K 2 M - A 1 又は同等品 車両前部バンパー 2箇所 LFA-50S又は同等品	1式 1式
3	室内照明灯 (L E D 式)	ルーフランプ (L E D 式) 後部扉内側2箇所 (LIA-W) 荷室内2箇所 (LIA-W) 又は後継品	1式 1式
4	車内コンセント	A C 1 0 0 V 電源 最大出力1 0 0 W	1式
5	消防団章		1式

3 車両積載品及び付属品

No.	品 名	規 格	数量
1	タイヤチェーン	ゴム・樹脂製	1式
2	電動サイレン	自動吹鳴装置 M-110型	1式
3	予備電球・ヒューズ	車両に使用しているすべての規格の物を各1個	1式
4	三角表示板	法令適合品	1個
5	車輪止	2個1組	1式
6	点検ハンマー		1式

4 その他の車両装備品及び取付品

No.	品 名	規 格	数量
1	無線用信号取出し	指定の位置まで配線	1式
2	無線用アンテナ	現物は支給、指定の位置まで配線	1式
3	プライバシーガラス	純正品又は車両適合品	1式
4	カーナビゲーション	純正品又は車両適合品 (テレビ視聴不可)	1式
5	バックモニター	純正品又は車両適合品	1式
6	ドライブレコーダー	純正品又は車両適合品 前後撮影 (フォーマットフリー、SDカード64GB以上) デジタルインナーミラータイプ ZDR-880M同等品	1式
7	フロアマット	純正品又は車両適合品 (フロアマット・ラゲッジソフトトレイ)	1式

5 その他の車両積載品及び付属品

No.	品 名	規 格	数量
1	車両工具	工具セット (KTC・SK322) 又は後継品	1式
2	ブースターケーブル	5 m	1個
3	給油間違い防止リング	X G 1 2 (レギュラー用) 又は同等品	1式